新居浜市空き家バンク

空き家情報募集中

まずは気軽にご相談を!!

売りたい・貸したい人も

買いたい・借りたい人も

有効活用してみませんか？

「新居浜市空き家バンク」とは、本市への移住・定住の促進と空き家の有効活用を図ることを目的に、空き家情報を登録していただく制度のことです。

賃貸や売却を希望する空き家の所有者等から物件情報をご提供いただき、市ホームページ等に掲載し、利用希望者に情報を提供します。

注）老朽化の著しい住宅や未相続の住宅などは、登録できない場合もあります。

新居浜市 空き家バンク

検索

問い合わせ先
新居浜市役所企画部　シティプロモーション推進課
Tel　0897-65-1251
E-mail　promo@city.niihama.lg.jp

空き家バンク利用の流れ

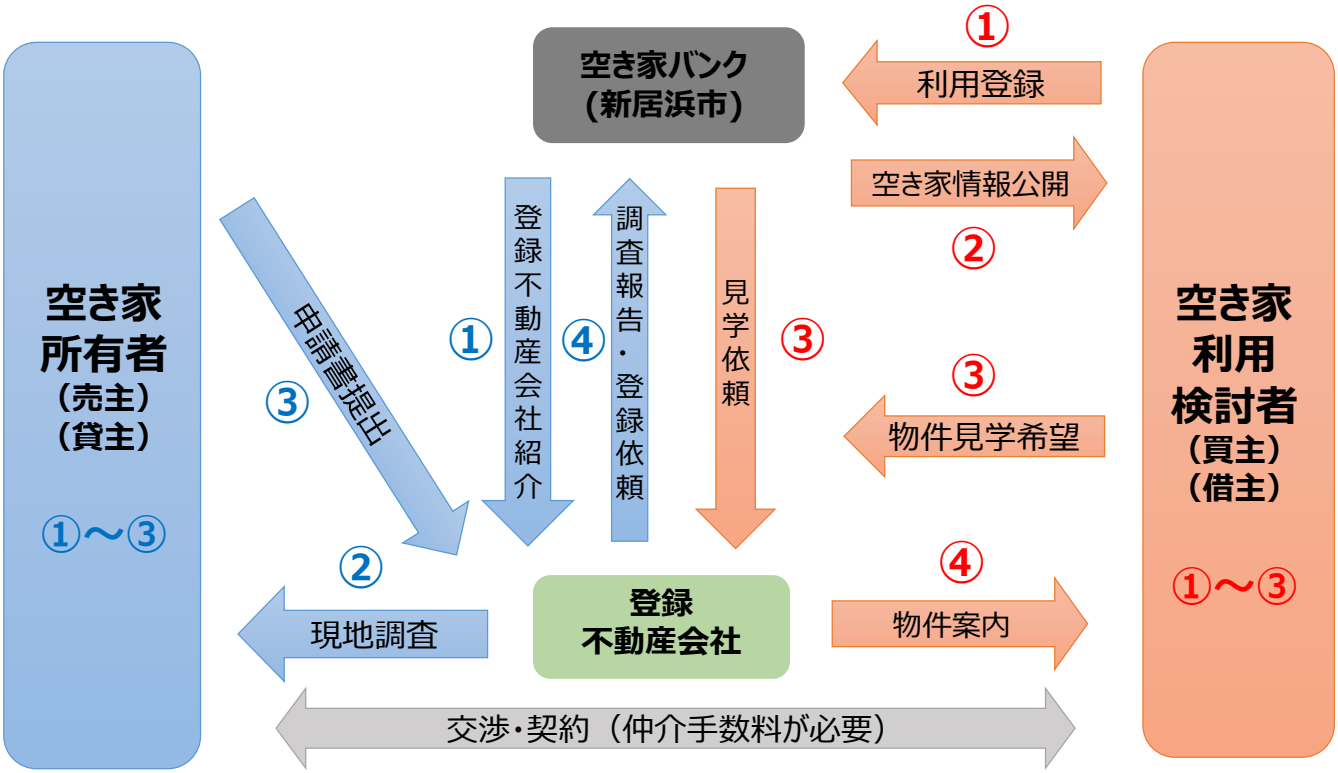

空き家所有者

①
登録不動産会社一覧（別紙参照）より、担当不動産会社を決定。
新居浜市へご連絡いただいた方は、登録不動産会社をご紹介いたします。

②
担当不動産会社決定後、所有者（又は申請者になられる方）立ち合いのもと、現地で物件の確認を行います。

③
物件確認後、担当不動産会社へ空き家バンク物件登録申請書を提出していただきます。

④
後日、担当不動産会社は、物件登録申請書など登録に必要な資料を新居浜市へ提供し、新居浜市が空き家バンクナビに登録、物件の情報を公開します。

⑤
購入希望者から契約申し込みがあった場合、担当不動産会社の仲介により契約を行います。

空き家利用検討者

①
空き家を借りたい・買いたいとお考えの方は空き家バンク利用者登録を行ってください。

②
物件や担当不動産会社について詳細情報をご提供します。

③
見学を希望する物件がありましたら、新居浜市又は、見学を希望されるお客様が直接、担当不動産会社とやり取りを行い、見学日を決定します。
※原則、見学希望日の１週間前までとします。

④
物件見学当日、担当不動産会社へ直接お越しください。不動産会社の担当者が物件をご案内します。
物件の購入又は賃貸については、担当不動産会社の仲介による交渉・契約を行ってください。
※新居浜市は交渉・契約には一切関与いたしません。